

○上場会社等の役員及び主要株主の当該上場会社等の特定有価証券等の売買に関する内閣府令（昭和六十三年大蔵省令第四十号）

改正案	現行
<p>（報告書の提出を要しない場合） 第四条 法第六十三条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～十二（略） 十三 銀行等保有株式取得機構が上場会社等の株券の買付け（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第三十八条第二項に規定する特別株式買取り（同法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りを含む。）に該当する場合に限る。）をした場合又は当該買付けした株券の売付けをした場合（同法第三十五条の規定に基づき、銀行等保有株式取得機構からその業務の一部について委託を受けた者が当該委託に基づき上場会社等の株券の買付け又は売付けをした場合を含む。）</p>	<p>（報告書の提出を要しない場合） 第四条 法第六十三条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～十二（略） 十三 銀行等保有株式取得機構が上場会社等の株券の買付け（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第三十八条第二項に規定する特別株式買取りに該当する場合に限る。）をした場合又は当該買付けした株券の売付けをした場合（同法第三十五条の規定に基づき、銀行等保有株式取得機構からその業務の一部について委託を受けた者が当該委託に基づき上場会社等の株券の買付け又は売付けをした場合を含む。）</p>